

令和4年度

第10回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和5年1月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和4年度第10回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	12件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第5号	特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	8件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	8件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	36件
報告第4号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	25件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	2件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	橋本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<欠席委員> (0名)

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	中田照子
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地審査班長	高山智裕	農地指導班長	惠美彰憲
農地保全班	小野悠華		

	<p>開 会 （ 午前 10 時 00 分 ）</p> <p>ただいまより、令和 4 年度第 10 回千葉県農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17 人中 <u>17 人</u> で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第 1 「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 2番 浅川 政明 委員 議席番号 3番 深谷 耕司 委員</p> <p>続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第 1 班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第 1 班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第 1 項です。</p> <p>お手元の資料 1 ページから 7 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります東京都大田区に在住の方が、義務者であります花見川区犢橋町に在住の方が所有する同区犢橋町の農地を、新規就農のため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>面接した権利者によりますと、農業従事者は、家庭においてレモンの栽培を経験しており、民間の農業学校で研修を受けております。</p> <p>将来においては、規模拡大も視野に入れて取り組むとのことでした。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ブルーベリー、レモンを予定しております。</p> <p>次に、第 2 項です。</p> <p>お手元の資料 8 ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります東京都千代田区に本店の所在する法人が、義務者であります千葉県いすみ市に在住の方が所有する緑区平山町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、レモンを予定しております。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。</p>

次に、第3項です。

お手元の資料9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が花見川区武石町1丁目の農地を、遺贈のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第4項です。

本案件は、第5項と関連案件になりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料10ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区天戸町に在住の方が、義務者であります花見川区天戸町に在住の方々が所有する同区天戸町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、ねぎ、落花生を予定しております。

議案書3ページをご覧ください。

第6項です。

本案件は、第7項及び第8項と関連案件になりますので、一括してご説明いたします。

お手元の資料11ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区若松町に在住の方が、義務者であります若葉区小倉町に在住の方々が所有する同区小倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、ミニトマト、小松菜等を予定しております。

議案書5ページをご覧ください。

次に、第9項です。

お手元の資料12ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区富田町に在住の方が、義務者であります緑区あすみが丘8丁目に在住の方が所有する若葉区富田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、落花生、さといもを予定しております。

次に、第10項です。

お手元の資料は13ページと14ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります東京都小金井市に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を、経

	<p>営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻、さといもなどを予定しております。</p> <p>次に、第11項です。 お手元の資料は15ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります東京都小金井市に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻、白菜、長ネギを予定しております。</p> <p>次に第12項です。 本案件は、議案第4号第1項と関連案件となっておりますので、議案第4号第1項の時に一括してご説明いたします。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>横山委員</p>	<p>第1項について、販売先がスマートコミュニティ稲毛とのことですが、どのような販売形態なのでしょうか。また、義務者は都内在住とのことですが、営農に支障はないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>コミュニティ内の直売所で販売するとのこと。また、営農に際しては、権利者の両親も農作業に従事し、両親の住まいを拠点として行うとのこと。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり議案第1号について、第12項を除き、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は第12項を除き、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第2号ですが、第1項から第6項すべて、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は、第2項及び第3項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料19ページから24ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから西に約2.8キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除について防砂ネットを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>次に第4項です。</p> <p>お手元の資料25ページから28ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、京成実籾駅から東に約700メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>清宮委員</p> <p>事務局</p>	<p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>お手元の資料29ページから31ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。</p> <p>本案件は、貸車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから北西に約2.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第6項です。</p> <p>本案件は、議案第3号と一体案件ですので、議案第3号の時に一括してご説明いたします。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>第1項から第3項について、近隣の現場で使用するソーラーパネル等を置くとのことですが、どのような事業を行っているのでしょうか。</p> <p>権利者は倉庫の屋根を利用して太陽光発電事業を行っており、近隣の関連倉庫に必要なソーラーパネル等の資材置場です。</p>
--	--

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について、第6項を除き、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号は第6項を除き、許可相当と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書10ページをご覧ください。 第1項です。 本案件は、議案第2号第6項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料32ページから35ページをご参照ください。 本案件は、令和4年8月9日付千葉県指令農委第5号の74において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。 変更内容は、転用面積の変更です。 変更の理由は購入を断られていた隣接農地について、当初許可後に購入できることとなったため、計画を変更し、既許可地と一体で資材置場用地としたいというものです。 これにより、農地の転用面積が約648平方メートル増加となります。</p> <p>議案第2号第6項に関しまして、申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約1.4キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に学校と病院があることから第3種農地と判断しました。 権利者は、埼玉県八潮市に本店の所在する建築資材の販売、建築業を営む法人です。 転用の目的は、関連工場に隣接する申請地を資材置場用地としたいというものです。</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>所要金額は、1, 3 1 1 万 3 千円増加し、6, 2 2 4 万 8 千円で権利者はこれを自己資金により賄う予定です。</p> <p>被害防除については、フェンスを設置し、隣接地への影響を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第3号は承認相当、議案第2号第6項は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号について、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号第6項は許可、議案第3号は承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」及び関連案件である議案第1号第12項を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>併せて、資料の16ページから18ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件は、東京都中央区に所在を置く法人が、緑区上大和田町に在住の方が所有する緑区上大和田町の畑1筆において、既存の営農型太陽光発電設備用地に係る一時転用許可の再取得で、期間の更新をするもので</p>

	<p>す。</p> <p>また、関連案件として議案第1号第12項の、営農型太陽光発電施設用地の上空部分に設定する区分地上権の更新についても、併せて、ご審議いただくものです。</p> <p>施設の概要としましては、パネルの設置面積は、620.864平方メートルです。</p> <p>農地に接地する面積は、0.4平方メートルです。</p> <p>発電出力は49.5キロワットです。</p> <p>一時転用期間は、令和5年1月21日から令和8年1月20日です。</p> <p>また、申請土地の下部の農地での営農作目はサカキで、最初の収穫予定は令和7年3月頃を予定しております。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第4号及び、関連案件である議案第1号第12項を、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
清宮委員	<p>権利者は農業者ですか。</p>
事務局	<p>太陽光パネルを設置する権利者は農業者ではありません。営農型太陽光発電設備の下で栽培しているのは農業者です。</p>
清宮委員	<p>これまでの作目と収量実績を教えてください。</p>
事務局	<p>作目はサトイモです。県の標準収量の8割は超えていますが、年々収量が落ちてきているため、作目を変更するとのことです。</p>
清宮委員	<p>誰が栽培しているのですか。</p>
事務局	<p>権利者とは別の農地所有適格法人です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>

議場	<p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号及び議案第1号第12項は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>説明いたします。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、中央区星久喜町に在住の方が所有している、同町の畑1筆、面積749平方メートルについて、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、令和4年12月21日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>第2項は、中央区若草に在住の方が所有している、同区大巖寺町の畑3筆、合計面積1,828平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和4年12月21日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定につい</p>

<p>議場</p>	<p>て」を上程いたしますが、第7項及び第8項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">——— 関係委員退室 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは初めに、第7項及び第8項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>第7項から第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区中野町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同町及び同区和泉町の田5筆、合計面積7,126平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙</p>

<p>議場</p>	<p>手願います。</p> <p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第7項及び第8項については、原案どおり決定といたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">—— 関係委員入室 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第1項から第6項について、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、四街道市大日在住の農家の方が、緑区土気町在住の方が所有する同区高田町の畑6筆、合計面積10,689.23平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「ゴボウ、落花生」です。</p> <p>第2項は、緑区高田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田3筆、合計面積4,308平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>次に14ページをご覧ください。</p> <p>第3項から15ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区大椎町在住の農家の方が、同区越智町在住の方、他2名が所有する同区大木戸町の田3筆、合計面積1,348平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>第6項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全ての案件が一括方式です。</p> <p>第6項は、若葉区旦谷町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田6筆、合計面積4,254平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>第1項から第8項の合計面積は、27,725.23平方メートルです。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が</p>

	<p>経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
橋本委員	<p>農地の貸借を行う際は、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業法による3つの方法がありますが、国は2年後に農業経営基盤強化促進法による貸借を廃止する方針ですので、農地中間管理事業法による貸借に誘導していただきたい。</p>
事務局	<p>順次対応してまいります。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>——— 挙 手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、第1項から第6項についても、原案どおり決定といたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案書の18ページをご覧ください。報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、5件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p>

	<p>議案書の19ページをご覧ください。報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、20ページまでに8件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の26ページまでに36件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の27ページをご覧ください。報告第4号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、28ページまでに25件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の29ページをご覧ください。報告第5号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、2件ございました。</p> <p>内容につきましては、12月の総会で審議されたもので、12月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>以上をもちまして、令和4年度第10回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

	<p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p>
--	--

閉 会 （午前10時45分）